

会津若松市インターンシップ等実施要綱

(令和8年6月1日決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、会津若松市（以下「市」という。）が学生及び生徒（以下「学生等」という。）に対して市における就業体験の機会を提供することにより、学生等の就業意識の向上並びに市政に対する理解の促進を図ることを目的として市が実施する学生等の就業体験（以下「インターンシップ等」という。）に関する基本的事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 インターンシップ等の対象者は、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学、短期大学、高等学校及び中学校（高等学校及び中学校に準ずる教育機関を含む。以下同じ。）等（以下「大学等」という。）に在学する学生等とし、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 市内に在住する者（市外の中学校に在学する者を除く。）
- (2) 市内に在学する者
- (3) 就職活動において市を志望し、又は志望する予定の者

(受入手続等)

第3条 インターンシップ等の実施に当たっては、市が受入人数及び申込期間等を定め、市のホームページ等により募集を行うものとする。

2 インターンシップ等を希望する学生等は、市長に対して、電子申請により申込みを行うものとする。ただし、高等学校及び中学校の

生徒がインターンシップ等を希望する場合には、高等学校及び中学校の代表者が、市長に対して、電子申請及び会津若松市インターンシップ等実施申込書(第1号様式)により申込みを行うものとする。

- 3 市長は、前項の規定による申込みがあったときは、インターンシップ等を行う学生等(以下「実習生」という。)の受入可否を決定し、電子申請システム上又は会津若松市インターンシップ等受入決定通知書(第2号様式)により、実習生又は高等学校若しくは中学校の代表者に通知するものとする。

(実習生の身分及び報酬等)

第4条 実習生は、大学等の学生等としての身分を有し、市職員としての身分を有しないものとする。

- 2 市は、実習生に対して、賃金、報酬、手当、旅費及びその他の一切の金品は支給しない。

(遵守事項)

第5条 実習生は、次の各号を遵守しなければならない。

- (1) 市職員の指示に従い、インターンシップ等の時間中はそれに専念すること。
- (2) 市職員が遵守すべき法令、条例等に従うこと。
- (3) 市の信用を傷つけ、又は不名誉となるような行為を行わないこと。
- (4) インターンシップ等により知り得た秘密を、インターンシップ等の期間中のみならず、その終了後も漏らさないこと。
- (5) 市の書類等を引用してインターンシップ等の成果を第三者に発表しようとするときは、あらかじめ市の承認を得ること。

- 2 実習生は、市に対して、前項の規定を遵守するために誓約書（第3号様式）を提出してからでなければ、インターンシップ等を行うことができない。ただし、高等学校及び中学校の生徒は除く。
- （事故責任等）

第6条 実習生が故意又は過失により市に損害を与えた場合は、実習生又は高等学校若しくは中学校の代表者は、市に対しその損害を賠償しなければならない。

- 2 実習生又は高等学校若しくは中学校の代表者は、実施期間中の事故に備えて、傷害保険及び賠償責任保険に加入し、インターンシップ等及びインターンシップ等を行う場所から移動中の事故については、自らの責任において対応しなければならない。

- 3 実習生が第三者に与えた損害により、市が第三者に対し損害賠償の責を負った場合は、実習生又は高等学校若しくは中学校の代表者は、当該賠償により市が被った損害の補填をしなければならない。

（実習の中止）

第7条 市長は、実習生がこの要綱に定める事項に違反したとき又はインターンシップ等の実施の継続し難い理由が生じたときは実習を中止することができる。

- 2 市は、前項の規定により、インターンシップ等を中止する場合は、実習生又は高等学校若しくは中学校の代表者にその旨を通知するものとする。

（実習の証明）

第8条 市は、実習生又は高等学校若しくは中学校の代表者が実習生

のインターンシップ等の内容について証明を求めたときは、当該実習生のインターンシップ等の期間及び内容等について証明を行うものとする。

(実習の報告)

第9条 実習生は、インターンシップ等終了後、速やかに、インターンシップ等に係る報告書を作成し、市長に提出しなければならない。ただし、高等学校及び中学校の生徒は除く。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

2 学校教育法に規定する大学及び短期大学から依頼を受けて実施するインターンシップ等の取扱いについては、この要綱の規定にかかわらず、市と当該大学及び短期大学との協議によるものとする。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行する。

第1号様式（第3条関係）

年 月 日

会津若松市長あて

（学校名）

（職 名）

（氏 名）

会津若松市インターンシップ等実施申込書

会津若松市インターンシップ等実施要綱の遵守事項について同意するとともに、下記の者を実習生として推薦します。

記

- 1 実習生情報（氏名・ふりがな・学科・学年）
- 2 実習希望日及び受入希望所属
- 3 学校御担当者（所属・氏名）
- 4 学校所在地（郵便番号・住所）
- 5 連絡先（電話番号・e-mail）

第2号様式（第3条関係）

年 月 日

様

会津若松市長

会津若松市インターンシップ等受入決定通知書

会津若松市インターンシップ等への受入について、下記のとおり決定いたしましたので、通知します。

記

- 1 実習生情報（氏名・ふりがな・学科・学年）
- 2 実習日及び受入所属

第3号様式（第5条関係）

誓約書

年 月 日

会津若松市長あて

大学名等 _____

学部名等 _____

学 年 _____

氏 名 _____

私は、インターンシップ等実習生として会津若松市役所においてインターンシップ等を受けるに当たり、次の事項を遵守することを誓います。

- 1 市職員の指示に従い、実習時間中は実習に専念すること。
- 2 市職員が遵守すべき法令、条例等に従うこと。
- 3 市の信用を傷つけ、又は不名誉となるような行為を行わないこと。
- 4 実習により知り得た秘密を、実習期間中のみならず、その終了後も漏らさないこと。
- 5 市の書類等を引用して実習成果を第三者に発表しようとするときは、あらかじめ市の承認を得ること。